

平成29年第12回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 平成29年11月22日（水） 午前10時00分

閉会 平成29年11月22日（水） 午前10時50分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室

3. 出席委員（5名）

委員 照井 善耕（委員長）

委員 中村 弘樹

委員 伊藤 明子

委員 役重 眞喜子

委員 佐藤 勝（教育長）

4. 説明のため出席した職員

教育部長 布臺 一郎

教育企画課長 岩間 裕子

小中学校課長 沼田 弘二

こども課長 高橋 靖

文化財課長 酒井 宗孝

5. 書記

教育企画課 課長補佐 佐々木英智 係長 大竹誠治

上席主任 佐々木晶子（書記）

○照井善耕委員長 おはようございます。只今から、平成29年第12回花巻市教育委員会議定例会を開会します。会議の日時、平成29年11月22日、午前10時、会議の場所、石鳥谷総合支所3-2、3-3会議室。日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、議事に入ります。議案第24号「花巻市教育委員会委員定数条例に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第24号「花巻市教育委員会委員定数条例に対する意見聴取について」をご説明申し上げます。

12月議会定例会において提案予定の当該条例につきまして、地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたので、本議案を提出するものでございます。

教育委員会の組織は、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新制度移行後の教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって構成すると定められております。

教育長の教育委員としての任期が平成30年3月31日をもって満了し、翌4月1日から新教育委員会制度に完全移行することになりますので、条例を制定しない場合は、教育委員は現在の5人から1人減り、4人となるものであります。

委員各位ご案内のとおり、教育委員会の設置趣旨の一つに教育が地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行うことが必要であるとの考えがありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書の規定に基づき、教育委員の定数を5名とする条例を制定しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けましたが、本案に関し質疑の方はありませんか。

○役重眞喜子委員 議案第24号資料の説明をお願いしたいことと、ただし書きの規定はどこかにあるのですか。

○岩間裕子教育企画課長 議案第24号資料について、かいつまんでご説明させていただきたいと思います。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正でございますけれども、これにつきましては平成26年6月20日に既に公布されておりました、平成27年4月1日から施行されております。

大きな改正の内容といたしましては、1つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置。2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。こちらは、教育委員への迅速な情報提供や会議招集が新教育長の設置によって可能となるということでございますけれども、この中に会議の透明化として、会議の議事録の作成・公表が新たに付け加えられたところですので、なお、議事録の作成は既に実施しているところでございます。3つ目は、地方公共団体に総合教育会議を設置することで、これについても既に取り組んでいるところでございます。4つ目が、教育大綱を首長が策定することです。これも平成27年度3月末に実施しているところでございます。現在、1つ目の新教育長の設置が花巻市においては実施されていないところでございまして、これが実施されることで完全に移行いたします。

新教育長設置の意義ですが、教育行政の責任の所在の明確化と、迅速な危機管理体制の構築を図るために新教育長を設置することになっております。

現行制度からの変更点でございますが、まず、教育委員会の代表者は、現行の委員長か

ら教育長に代わるということ。それに伴いまして、教育委員会議の招集も委員長から教育長の招集になります。会議の司会・進行も同様に変更になります。それから、教育長の任命方法が大きく変わります。現在は委員のうちから教育委員会が任命しているものですが、これが新制度に移行しますと市長が議会の同意を得て直接任命する形になります。これによりまして教育長の身分は、現在、一般職の教育長と特別職の教育委員という二重の身分を持っていたものが、特別職に一本化されます。そして、教育委員としての身分ではなく、あくまでも教育長という独立した身分になります。教育委員の法定人数は、現在は教育長も教育委員であるため5名という定数でございますが、新制度では教育長は教育委員ではないため、教育委員の定数は4名になります。

経過措置ですが、改正法が施行された時点で、教育委員としての身分がある場合には任期中に限り在職することで定められておりましたので、現在、教育長の委員としての任期が平成30年3月31日までとなっておりますので、在職となっているところでございます。

教育委員の任命に関する考慮事項ということで、文部科学省から通知文書が出ておりまして、その中に「各地方公共団体の条例で定めるところにより、委員を5名以上とすることも可能」とあることから、教育委員会の行う施策について多様な民意を幅広く反映させるために委員の数を5名以上とすることを積極的に考慮されたいという内容であります。

本法の第3条について資料をお付けしておりませんでしたので、第3条については、読み上げをさせていただきたいと思います。「(組織)第3条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び二人以上の委員をもって組織することができる。」と書かれております。このため、5人以上の委員を確保するために新しく条例を制定しようとするものであります。これまでは、法に定められているとおりに人数で組織してきましたので定数条例は有していないということでございます。以上でございます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。役重委員よろしいでしょうか。

○役重眞喜子委員 はい。法に基づいての議案ということですので、根拠法は資料として付けていただきたいという要望です。それから、今ご説明があったとおり、新しい制度に順次対応してきて、新教育長というところが最後ですけれども、この件について、新聞等で読んだり、聞いたりすることはありますけれども、実際、新しい制度に移行することによって、どのような課題あるいは成果が出ているのか、もし把握されているのであれば教えていただきたいと思います。教育委員会の代表者が事務執行者を兼ねるということで、非常にお忙しくなって大変なんだろうと懸念されますけれども、そういったことを何かお聞きになっていれば教えてください。

○佐藤勝教育長 県内の3分の2は新教育長制度に移行して、来年度で100%移行する

ことになるようです。移行したところから聞いてみると、教育委員会議等の議題は従来から変わったことはないけれども、新教育長が招集して進行をすることで今までとは違う雰囲気はあるようです。一方で、大綱を策定して、総合教育会議の持ち方についてはそれぞれの地域で違うようです。例えば、年5回やっているところや、あるいは、必要に応じてやっているところと回数も違いますし、教育委員会議の開催の仕方について、ある地域では地域の透明性を高めるために土曜日や日曜日に開催して多くの方にご出席いただくように工夫しているようです。

第50条に関わる部分については規定に沿った形で国や県のご指導いただいたりすることもあって、それぞれ、最初は慣れないスタートなんですけれども、だいぶ機能してきているようです。それから、総合教育会議の議題の持ち方についても、予算の時期だけではなくて、色んなことを議題として柔軟に設定しながら首長との意思疎通を図ることが出来ているようです。ただ、実際、子ども達や教育振興の立場で考えた時に、やるべき課題が多いという情報をいただいております。

○役重眞喜子委員 定数の関係はどうなんでしょうか。

○岩間裕子教育企画課長 岩手県は増やしておりますが、県内の市町村では未実施なので、花巻市だけとなると思います。

○照井善耕委員長 他にありませんでしょうか。それでは私から。今度、教育長が教育委員ではなくなることから考えると、委員の定数を増やすことは必要だと感じています。いろんな立場から意見を出しながら、一緒に考えながら、実質的にはそれを受けて、教育長がまた色々考えて進めていくことになると思います。このままだと委員1人が減ってしまうことになるので、私は必要だと思います。

他にございませんでしょうか。中村委員。

○中村弘樹委員 4つの地域があるわけで、今、大迫地区から誰も出ていない状態ですが、大迫はこれから大迫高校などの問題も出てくると思うので、地域から1名増やしていただければ、もっと情報が入ってきて良いと思います。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。伊藤委員いかがですか。

○伊藤明子委員 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化と書いてありますが、新教育長へのチェック機能ということは教育委員がやることになるのですか。そうした場合に、具体的にどのようなやり方を考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○岩間裕子教育企画課長 人事評価的なことをするものではなくて、教育委員会議としての合議制は保たれるので、最終的に教育長が判断しますが、その判断が教育委員の総意に基づいて行われるようにきちんと会議の中で意見を言って届ける。そして、もしずれがあ

れば会議の中で否決していただく形で、正しい方向に進むように教育委員会議としてコントロールしていくことがこの考え方だと思います。それもありまして、文科省から人数を増やすことの通知が出たと思います。

○伊藤明子委員 分かりました。ありがとうございました。

○役重眞喜子委員 今回の点にも関連してなんですけれども、チェック機能と文言の中ではそう書いてありますけれども、具体的にはどう果たせるのかというのはちょっと疑問もあるところですが、より多く、あるいは、地域の情報ということでこの条例はありだと思っています。ただ、今お聞きすれば、県内ではそういう状況が他にないということですので、議員定数や職員定数は減らさざるを得ない一方で、教育委員だけ増員するというのであれば、やはり委員会の議論が、まさにチェック機能というのはそういう意味でしゃべっているのですが、そういう部分をきちっと、1人増やしたことによって今まで以上に充実し、高まるのだと説明ができるような審議の状態を作ることが非常に重要になってくると思います。それを我々自身が考えていかなければならないということを付帯して賛成ということに私は考えたいと思います。

○照井善耕委員長 言葉でチェック機能となっておりますけれども、委員がきちんと大綱、あるいは教育長の考えも兼ね合わせながら、それぞれの立場で不明な部分とか委員として考えを出しながら形になっていく流れそのものが、いわゆるチェック機能を果たすということになるのではないかと思います。それから、極端な考えかもしれませんが、委員は各地区からとなった場合に、4市町が合併したから、旧市町それぞれから代表が出なければならないことでもないのではないかなと、あまり地域にこだわらなくても良いのではないかと思います。仕事の中身とか諸々の地域活動をやっている方の中でふさわしい方がいれば、花巻市民全体の考え方なり意向を反映できる方であればいいんじゃないかなと思います。あまり地域にこだわって地域の代表だとなるのも上手くないと思うので。ただ、地域の情報がしっかり委員の中で共有されていないと、本当の進め方ができないと思います。私はここ何年間か、大迫の地域の方がいらっしゃらなかったもので、大迫で何かあれば極力出かけるようにはしましたけれども、それでもやっぱり掴みきれないところがあるので、地域にこだわらないとは言いつつも、現実的に地域の情報をあげやすいような形で1人増やしていただければと思います。

他にございませんか。伊藤委員。

○伊藤明子委員 今まで、議会に委員長も出ていらっしゃったんですけれども、議会には教育長のみ出席となるのですか。

○佐藤勝教育長 そうです。

○照井善耕委員長 他に質疑はございませんでしょうか。それでは、質疑を終結します。

採決いたします。お諮りいたします。議案第24号「花巻市教育委員会委員定数条例に対する意見聴取について」を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。「異議なし」と認め、議案第24号は原案のとおり同意することといたします。

日程第3、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。布臺教育部長。

○布臺一郎教育部長 過日行われました、花巻市議会臨時会の教育関係事項について報告させていただきます。資料No.1をご覧くださいと思います。下記のとおり議案を提出し、原案のとおり可決されたということでございます。件名は、大迫中学校屋内運動場棟改築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。

工事名は大迫中学校屋内運動場棟等改築（建築）工事、契約の方法は指名競争入札、契約金額は3億7,476万円でございます。契約の相手方はJVでございますけれども、株式会社照甲組・株式会社佐々木工務店特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社照甲組取締役社長 照井泰平であります。これにつきましては、地方自治法及び花巻市の条例に基づきまして、予定価格1億5,000万円以上の建設工事について議決を要することと提案をさせていただいたものでございます。入札につきましては10月31日に行いまして、11月6日に仮契約を行い、11月14日の臨時議会でご審議をいただいて本契約となっております。工期につきましては本年11月15日から来年7月31日まで概ね8か月半を見込んでいるものでございます。

建設工事の内容につきましては、図面を付けておりますのでご参照いただきたいと思います。構造は鉄骨造平屋建て、建築面積は1,661.50㎡、延床面積は1,369.03㎡。建築面積と延床面積に差がございますけれども、これはポーチの部分が壁に囲まれておりませんので延床面積には入らないのですけれども、建築面積にはここも入れるという建築上のルールでございまして、差はその部分でございます。高さは14.85mでございます。簡単でございますが、以上、私から報告させていただきます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。何か質問等はございませんでしょうか。

今使用している体育館と比べるとどんな感じですか。

○岩間裕子教育企画課長 小さくなります。今は2階に観覧席がある大きいタイプの体育館ですので、そういう部分がなくなることで体育館全体の面積としては小さくなる形です。

○照井善耕委員長 地域の人達も十分に使える広さですか。

○岩間裕子教育企画課長 はい。開放はきちんとできるタイプです。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

○佐藤勝教育長 昭和40年代に造ったものだと思うんですけども、これだけの人が集まって多目的に文化的な行事もできる場所というのはなかったんですね。それで、観客席

を作ったり、それから、ステージが大きくて、袖も広いスペースがあるんですけども、今は活性化センターもありますので、本当に屋内運動場としての機能を重視した設計になっております。

ちなみに、校舎から通路を渡ってホールを経てということと、この図面で右上になりますが、柔剣道場への通路は確保する連結式になります。校舎棟からの連絡通路と格技場への連絡通路ということで、今あった位置を利用するのと、現在使われている格技場を利用するといった活用でこういった配置となったということです。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。只今の報告について、質疑のある方はございませんか。ないようですので、只今の報告につきましては質疑を終結します。

次の事項について、事務局から報告をお願いします。高橋こども課長。

○高橋靖こども課長 公立小規模保育事業所の設置につきましてご報告させていただきます。資料No.2をご覧くださいと思います。本内容につきましては、11月14日に市議会議員の皆様にもご説明したところございまして、本日の定例会におきまして教育委員の皆様にもご報告をさせていただくところでございます。

初めに、本市の空き待ちを含む待機児童の状況ですけれども、平成27年7月に初めて待機児童が発生してから、本年11月までの間、残念ながら解消に至っていない状況でございます。特に本年度は、6月には一旦減少したものの、その後人数が増加して、今月には過去3年間で最大の92名の発生となったところでございます。この92名の内訳でございますが、0歳が66名、1歳が10名、2歳が12名、3歳以上が4名となっております。こうした中で、待機児童解消策では、社会福祉法人が行います保育施設整備への支援及び保育士の確保の取り組みを進めてまいったところでございます。特に施設整備に関しまして、平成30年4月及び5月に小規模保育園に施設の設置が予定されておりますけれども、認可保育所として新設あるいは増設を行う予定については早く平成31年度になる見込みでございます。このことから平成30年度におきます保育の受け皿といたしましては不足が見込まれる状況となっております。

こうした状況から、暫定的ではございますが、待機児童解消の方策といたしまして、平成30年度から、公設による小規模保育園の設置につきまして現在検討を進めているものがございます。設置場所は、待機児童の発生が顕著でございます花巻地域、具体的には花巻駅西地区を想定してございます。設置期間は、施設整備による保育の確保体制の確立が見込まれる期間として、まずは平成32年度までの3か年の予定でございます。施設の利用でございます。3歳未満児を対象としておりますが、特に需要が多い、0歳児と1歳児の受け入れを中心に、定員は19名を予定しているところでございます。施設の運営に必要な職員数でございますが、職員配置基準によりまして8名を見込んでおります。その中で管理者、クラスを担任する保育士と施設運営に密に関わる部分につきましては正職員を充てることで検討してございます。施設の整備内容でございますが、旧店舗物件を賃貸借いたしまして改修整備を行う予定としてございます。改修整備に要する費用でございます

が、市議会12月定例会におきまして補正予算計上をさせていただきますほか、設置条例につきましても提案をさせていただくことで進めてまいります。なお、当該小規模保育施設の運営でございますが、こちらは公立の認可保育所と違いまして、国、県の負担金の対象となりますことから財政負担の軽減も見込まれるところでございます。なお、公設によります小規模保育園の設置でございますが、今までは、県内には例がないところでございます。以上、小規模保育園の整備につきましての報告ということで簡単でございますが、終わらせていただきます。

○照井善耕委員長 只今の報告について、質疑のある方はございませんか。伊藤委員。

○伊藤明子委員 政府でも保育士のお給料の改善ということは出ているようですが、花巻市でもそういうことはお考えになっていらっしゃるのですか。

○高橋靖こども課長 只今の委員のお話のように、国でも処遇改善を強化するというお話がございました。市といたしましても直接給与に反映させることではないのですが、手当の部分、例えば、家賃の部分につきましては、どうしても法人立保育園の間ではばらつきがあるとお聞きしてございます。手当を出せる出せない、出せるところでも金額にばらつきがあるとお聞きしておりまして、まずは、家賃の補助から保育士の定住支援が出来ればと検討してございます。

○佐藤勝教育長 今年からキャリアに応じた引き上げは実施されております。

○照井善耕委員長 質問をしたいのですが、資料には3か年を目途に設置とあるんだけど、例えば、3年で解消されて閉じる場合、職員の方々には、そういうことを事前に了解してもらっているのでしょうか。

○高橋靖こども課長 3か年というのは、法人立での新設・増設が平成32年度の計画で進んでおります。実際に建設されて、受け入れ出来る人数やその時の需要によっても変わってくるかと思いますが、その時点で受け入れ体制が確保できるのであれば、今回設置しようとする小規模保育園に関しては閉めることにはなろうかと思えます。その場合、職員ですが、今回の職員確保は小規模保育所のための雇用ということではなくて、公立保育園全体の職員確保の体制の中で考えてございますので、小規模保育所の方も現在の公立保育園の異動体制に組み込みをしたいと思っております。3年後に閉鎖となっても正職員にしましては他の公立園への異動となっていくと思っておりますし、非常勤職員につきましても、その方のご希望にもよるのですが、引き続き公立保育園での勤務を希望される場合には、恐らくですが、保育士不足はまだしばらく続くと思われまますので、ご希望に沿う形で続けていくことになるかと思えます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。それでは、

報告に対する質疑を終結します。

その他何かございますか。なければ、以上で、本日の議事日程はすべて終了といたします。本日の教育委員会議はこれをもって閉会をいたします。